

事務連絡
平成24年4月2日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）については、平成24年厚生労働省告示第311号及び第312号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬8品目、注射薬9品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,637	3,829	2,427	27	14,920

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬8品目、注射薬9品目及び外用薬1品目）について、揭示事項等告示の別表第8に収載するものであること。
- (2) (1)により揭示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	135	132	34	1	302

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	内用薬 アムロジピンOD錠2.5mg「TYK」	アムロジピンベシル酸塩	2.5mg 1錠	15.80
2	内用薬 アムロジピンOD錠5mg「TYK」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1錠	28.00
3	内用薬 アムロジピン内用ゼリー2.5mg「TYK」	アムロジピンベシル酸塩	2.5mg 1包	17.90
4	内用薬 アムロジピン内用ゼリー5mg「TYK」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1包	33.70
5	内用薬 グリメピリド錠1mg「TYK」	グリメピリド	1mg 1錠	10.30
6	内用薬 グリメピリド錠3mg「TYK」	グリメピリド	3mg 1錠	24.40
7	内用薬 ビカルタミド錠80mg「TYK」	ビカルタミド	80mg 1錠	456.00
8	内用薬 ロラタジン錠10mg「TYK」	ロラタジン	10mg 1錠	66.10
9	注射薬 HMG「TYK」75注用	下垂体性腺刺激ホルモン	75単位1管 (溶解液付)	1,585
10	注射薬 HMG「TYK」100注用	下垂体性腺刺激ホルモン	100単位1管 (溶解液付)	1,971
11	注射薬 HMG「TYK」150注用	下垂体性腺刺激ホルモン	150単位1管 (溶解液付)	2,268
12	注射薬 エダラボン点滴静注用バッグ30mg「TYK」	エダラボン	30mg100mL 1キット	3,368
13	注射薬 カルボプラチン点滴静注液50mg「TYK」	カルボプラチン	50mg 5mL 1瓶	3,311
14	注射薬 カルボプラチン点滴静注液150mg「TYK」	カルボプラチン	150mg15mL 1瓶	7,834

15	注射薬	カルボプラチン点滴静注液450mg「TYK」	カルボプラチン	450mg45mL 1 瓶	16,978
16	注射薬	ゲムシタピン点滴静注用200mg「TYK」	ゲムシタピン	200mg 1 瓶	3,169
17	注射薬	ゲムシタピン点滴静注用 1 g「TYK」	ゲムシタピン	1 g 1 瓶	12,618
18	外用薬	ラタノプロスト点眼液0.005%「TYK」	ラタノプロスト	0.005% 1 mL	512.00

揭示事項等告示

別表2 (平成25年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	内用薬 アムロジピンOD錠2.5mg「興和テバ」	アムロジピンベシル酸塩	2.5mg 1錠	15.80
2	内用薬 アムロジピンOD錠5mg「興和テバ」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1錠	28.00
3	内用薬 アムロジピン内用ゼリー2.5mg「興和テバ」	アムロジピンベシル酸塩	2.5mg 1包	17.90
4	内用薬 アムロジピン内用ゼリー5mg「興和テバ」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1包	33.70
5	内用薬 グリメピリド錠1mg「興和テバ」	グリメピリド	1mg 1錠	10.30
6	内用薬 グリメピリド錠3mg「興和テバ」	グリメピリド	3mg 1錠	24.40
7	内用薬 ビカルタミド錠80mg「興和テバ」	ビカルタミド	80mg 1錠	456.00
8	内用薬 ロラタジン錠10mg「興和テバ」	ロラタジン	10mg 1錠	66.10
9	注射薬 HMG「コーワ」75注用	下垂体性腺刺激ホルモン	75単位1管 (溶解液付)	1,585
10	注射薬 HMG「コーワ」100注用	下垂体性腺刺激ホルモン	100単位1管 (溶解液付)	1,971
11	注射薬 HMG「コーワ」150注用	下垂体性腺刺激ホルモン	150単位1管 (溶解液付)	2,268
12	注射薬 エダラボン点滴静注用バッグ30mg「興和テバ」	エダラボン	30mg100mL1キット	3,368
13	注射薬 カルボプラチン点滴静注液50mg「興和テバ」	カルボプラチン	50mg 5mL1瓶	3,311

14	注射薬	カルボプラチン点滴静注液150mg 「興和テバ」	カルボプラチン	150mg15mL 1 瓶	7, 834
15	注射薬	カルボプラチン点滴静注液450mg 「興和テバ」	カルボプラチン	450mg45mL 1 瓶	16, 978
16	注射薬	ゲムシタビン点滴静注用200mg 「興和テバ」	ゲムシタビン	200mg 1 瓶	3, 169
17	注射薬	ゲムシタビン点滴静注用 1 g 「興和テバ」	ゲムシタビン	1 g 1 瓶	12, 618
18	外用薬	ラタノプロスト点眼液0.005% 「コーワ」	ラタノプロスト	0.005% 1 mL	512.00

(参考2)

揭示事項等告示

別表8 (平成24年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	メロキシカム錠5mg「NT」	メロキシカム	5mg1錠	23.20

○厚生労働省告示第三三十一号

保険医療機関及び保険医療機関担当規則（昭和三十三年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師業務担当規則（昭和三十三年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する標準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基き、療担規則及び療担規則並びに療担標準と並びに厚生労働大臣が定める告示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七十号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 小宮山 雅子

平成二十四年四月二日

第5部 追 補 薬 規 格 単 位

品 名	注 射	薬 規 格	単 位	薬 規 格	単 位
(あ)	アムロジピンOD錠2.5mg「興和チナ」 アムロジピンOD錠5mg「興和チナ」 アムロジピン内用ゼリー2.5mg「興和チナ」 アムロジピン内用ゼリー5mg「興和チナ」		2.5mg 1錠 5mg 1錠 2.5mg 1包 5mg 1包		
(イ)	グリメピリド錠1mg「興和チナ」 グリメピリド錠3mg「興和チナ」		1mg 1錠 3mg 1錠		
(ロ)	ロラタジン錠10mg「興和チナ」		10mg 1錠		
(エ)	HMG「ユーア」75注用 HMG「ユーア」100注用 HMG「ユーア」150注用 エタラボン点滴静注液「アツグ」30mg「興和チナ」		75単位1管（溶解液付） 100単位1管（溶解液付） 150単位1管（溶解液付） 30mg100mL 1キット		
(か)	カルボアラチン点滴静注液50mg「興和チナ」 カルボアラチン点滴静注液150mg「興和チナ」 カルボアラチン点滴静注液450mg「興和チナ」		50mg 5mL 1瓶 150mg 15mL 1瓶 450mg 45mL 1瓶		
(け)	ゲムシタピン点滴静注用200mg「興和チナ」 ゲムシタピン点滴静注用1g「興和チナ」		200mg 1瓶 1g 1瓶		
(こ)	ラタノプロスト点滴液0.005%「ユーア」		0.005% 1mL		

○厚生労働省告示第三三十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基き、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 小宮山 雅子

平成二十四年四月二日

別表に第5部アの次のように定める。

第5部 追 補 薬 規 格 単 位

品 名	注 射	薬 規 格	単 位	薬 規 格	単 位	薬 価
(あ)	アムロジピンOD錠2.5mg「T Y K J」 アムロジピンOD錠5mg「T Y K J」 アムロジピン内用ゼリー2.5mg「T Y K J」 アムロジピン内用ゼリー5mg「T Y K J」		2.5mg 1錠 5mg 1錠 2.5mg 1包 5mg 1包			15.80 28.00 17.90 33.70
(イ)	グリメピリド錠1mg「T Y K J」 グリメピリド錠3mg「T Y K J」		1mg 1錠 3mg 1錠			10.30 24.40
(ロ)	ロラタジン錠10mg「T Y K J」		10mg 1錠			66.10
(エ)	HMG「T Y K J」75注用 HMG「T Y K J」100注用 HMG「T Y K J」150注用 エタラボン点滴静注液「アツグ」30mg「T Y K J」		75単位1管（溶解液付） 100単位1管（溶解液付） 150単位1管（溶解液付） 30mg100mL 1キット			1,585 1,971 2,268 3,368
(か)	カルボアラチン点滴静注液50mg「T Y K J」 カルボアラチン点滴静注液150mg「T Y K J」 カルボアラチン点滴静注液450mg「T Y K J」		50mg 5mL 1瓶 150mg 15mL 1瓶 450mg 45mL 1瓶			3,311 7,834 16,978
(け)	ゲムシタピン点滴静注用200mg「T Y K J」 ゲムシタピン点滴静注用1g「T Y K J」		200mg 1瓶 1g 1瓶			3,169 12,618
(こ)	ラタノプロスト点滴液0.005%「T Y K J」		0.005% 1mL			512.00

○農林水産省告示第三三十一号

中央卸売市場の卸売業務の委託及びその告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基き、告示する。

農林水産大臣 鹿野 東彦

平成二十四年四月二日

一 委託後の卸売の業務を営む者となる事項

- (1) 地位を承継する卸売業者の名称 船橋魚市場株式会社
- (2) 地位を承継する卸売業者の名称 船橋水産株式会社
- (3) 卸売の業務を行う市場 船橋中央魚類株式会社
- (4) 取扱品目の部類 船橋市中央卸売市場 水産物部
- (5) 事業の譲渡し及び譲受けの年月日 平成二十四年四月一日